

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日
令和6年7月24日

2. 回答を行った年月日
令和6年7月31日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者が開設する動物病院の獣医師が、照会者が提供するアプリケーションを用い、飼育者により当該アプリケーションの質問に対して入力された診療対象動物に関する情報を踏まえ、当該アプリケーション上で設定された手順によりオンライン診療を行うもの。

4. 確認の求めの内容

新事業活動において行われるオンライン診療は、初診として行われるものも含め、獣医師法第18条の「診察」に該当すること、また、要指示医薬品を処方することも可能であること。

5. 確認の求めに対する回答の内容

本件サービスは、照会者が開設する動物病院の獣医師が、照会者が提供するアプリケーションを用い、飼育者により当該アプリケーションの質問に対して入力された診療対象動物に関する情報を踏まえ、当該アプリケーション上で設定された手順によりオンライン診療を行うというものである。

オンライン診療は、初診として行われるものも含め、獣医学的見地からみて疾病に対して一応の診断を下しうる程度の行為が行われていれば、獣医師法第18条の「診察」に該当する。また、オンライン診療により、要指示医薬品を処方することは可能である。

一方で、「獣医学的見地からみて疾病に対して一応の診断を下しうる程度の行為」かは、正に獣医師による獣医学的な専門知識に基づいて個別具体的に判断されるものであって、既存の指針を参考にした症例の選別等がなされることをもって、本件サービスが診察に該当するか否かを判断することは困難である。

また、要指示医薬品は、その使用に当たって獣医師の専門的な知識と技術を必要とするもの、副作用の強いもの、あるいは病原菌に対して耐性を生じやすいもの等であり、このような慎重な使用が求められている医薬品の使用は、当該医薬品の使用が不可欠な症状がみられる場合に限られるとともに、その使用期間中に獣医師の特別の指導が必要とされている。このため、その適正な使用を図るため、投与又は処方には獣医師自らが診察し、症状を的確に把握する必要がある。

オンライン診療によってこれを行う場合には、直接の対面診療に代替し得る程度に、要指示医薬品を使用することが不可欠な症状であるかを的確に把握する必要がある。このため、オンライン診療の実施方法、対面で診療する場合と比べて得られる情報の相違の有無・程度、飼育動物の病状、処方しようとする要指示医薬品の副作用の程度等を総合的に勘案した上で、個別具体的事案に沿って判断する必要がある。

詳細については、令和6年度規制改革実施計画を踏まえて農林水産省において作成する指針を参照されたい。